

第 1 編 第 1 章 酒類販売管理者（20 分程度）

概要

1	☐	テキストの 1 ページをお開きください。 この章には、「酒類販売管理者」についての概要、役割などを記載しています。 まず、「酒類の特性」についてご理解いただき、それを踏まえた社会的要請に触れてから、酒類販売管理者制度について説明します。
---	--------------------------	---

1 酒類の特性

2	☐	それではまず、「酒類の特性」について説明します。 テキストの 2 ページをお開きください。 「酒類の特性」についてのポイントを説明します。 まず、1 つ目の特性としては、「代表的な嗜好品であること」が挙げられます。 タバコ、コーヒーなど、酒類以外の嗜好品も数多くありますが、昔から酒類は様々な嗜好品の中でも多くの消費者の方に選択されているものといえるでしょう。 2 つ目の特性としては、「文化・伝統性を有すること」です。 酒類はその国の「食文化」と関わりの深い飲料であり、かつては地域ごとに特色のある酒類が生産され、お祭りなどの日に飲むことで「飲酒文化」が育ち、また、家庭や地域社会による「飲酒教育」が行われていました。 今後こういった文化や伝統を認識することによって、無茶飲みやイッキ飲み、アルコール依存症などのアルコールに関する問題を抑止する効果が期待できるのではないのでしょうか。 3 つ目の特性としては、当然ですが、「アルコール飲料であること」です。 酒類には、アルコールが含まれており、致酔性、つまり「酔う」ということ、また、アルコールには習慣性があるということは皆様も十分ご承知かと思います。 酒類は致酔性飲料であり、過度の飲酒を助長することが、依存症へとつながり、また、健康への影響が生じ、ひいては医療費等を通じた社会的コストの増加につながるという側面があることを認識する必要があります。 販売する側の立場としても、こうしたアルコール飲料であることに配慮した売り方を心がけることが必要ではないでしょうか。 最近の酒類販売店の増加などによる酒類へのアクセスの容易化、酒類の一般商品化は、20 歳未満の者の飲酒問題や健康への影響などの問題にも関係するものであり、売る側としても一層の配慮が求められています。 また、このパートの最後、3 ページの中段に記載がありますが、注意しなければならないのは、過度の飲酒が、飲酒した本人にとどまらず、その周囲の者や全く関係のない第三者にまで様々な影響を与える場合があるということです。
---	--------------------------	---

		20 歳未満の者の飲酒防止や適正飲酒等の社会的要請が酒類業に求められるのは、酒類がこうした特殊性を有するがゆえのものです。
--	--	---

2 酒類業に対する社会的要請

3	☐	それでは、続いて 2 番の「酒類業に対する社会的要請」について説明します。 先ほど説明したように、酒類にはさまざまな特性があり、メリットばかりでなく、20 歳未満の者の飲酒問題やアルコール依存症など、デメリットとなる特性もあることから、酒類業にはさまざまな社会的要請に対する取組が求められております。 テキストにありますように、これまで、酒類業者の責任は、酒類が高率な酒税を課されている財政物品であることから、酒税を円滑に確保するというところにまず主眼がおかれていました。 テキストの 11 ページをお開きください。 ここには、主な酒類の酒税等負担率が掲載されていますが、例えば、ビールについては、酒税と消費税で代表的な小売価格の約 4 割を占めていることがお分かりいただけると思います。 それでは、テキストの 3 ページにお戻りください。 先ほどご覧いただいたように、酒類には、高率な酒税が課されており、酒税の確保は今日においてもなお重要ですが、近年は、それに加え、3 ページの下段の囲みの中に記載されているような、20 歳未満の者の飲酒防止などの適正な販売管理、公正取引の推進といった社会的要請が酒類業に求められていることをご理解いただき、これらの社会的要請に対応できるよう、法令を遵守した酒類の販売に取り組んでいただくようお願いします。
---	--------------------------	--

3 酒類販売管理者

(1) 酒類販売管理者の制度が設けられた経緯

4	☐	テキストの 4 ページをお開きください。 「酒類販売管理者」の制度が設けられた経緯について説明をします。 この「酒類販売管理者」制度は、平成 15 年に設けられた制度です。 酒類の販売店等に対しては、先に説明したように 20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした様々な社会的な要請が高まっていること及びそれぞれの販売場において法令を遵守した酒類の適正な販売管理を確保するための体制の整備が求められていることから、酒類小売業者は、酒類の適正な販売管理を確保するため、販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととされました。 なお、「酒類販売管理者」を選任した後、2 週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を販売場の所在地を管轄する税務署に提出していただくこととなります。
---	--------------------------	--

	「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなかった場合には、10 万円以下の過料に処されることがありますので、酒類販売管理者の方は、お帰りにになりましたら、「酒類販売管理者選任届出書」が税務署に提出済みであるか今一度ご確認いただき、万一未提出の場合は、早急に提出するようにしてください。 なお、提出をしているかどうか分からない方につきましても、最後に提出した届出書が反映されるため、改めて提出してみてもいいかもしれません。 税務署に提出する「酒類販売管理者選任届出書」の用紙は、税務署で配布しているほか、国税庁のホームページからもダウンロードできます。 また、この届出書は「^{いーたっくす}e-Tax」で提出することもできますので、インターネット環境がある方は是非ご利用ください。 届出書につきましては、12 ページに記載例がありますので後ほどご覧ください。
--	--

(2) 酒類販売管理研修

4	☐ 続きまして、酒類販売管理研修について説明します。 本日、皆様はこうして酒類販売管理研修を受講されているわけですが、この研修は、酒類の販売管理についての知識を維持・向上させ、酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものです。 先ほど説明しましたとおり、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっており、適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。 そんな中、平成 28 年 6 月にお酒に関する法律が一部改正され、酒類販売管理研修に関する 3 つの事項が新たに義務となりました。 その 3 つの義務は、酒類販売管理者に直接課せられる義務ではなく、酒類小売業者に対して課せられる義務ですが、今日お集まりの皆様の中には、経営に携わる方もいらっしゃると思いますし、酒類販売管理者に大きく関係する事項となりますので説明をいたします。 まず 1 つ目の義務ですが、酒類小売業者は、酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければならないということです。 酒類販売業免許を取得して酒類小売業者となった者がまず行うこととしては、酒類の販売業務を開始するときまでに「酒類販売管理者」を選任することが挙げられます。 また、酒類販売管理者が代わる場合には、新たに酒類販売管理者を選任する必要がありますが、これらの「酒類販売管理者」を選任する場合において、過去 3 年以内に酒類販売管理研修を受けた者からしか選任できないことになっています。 なお、酒類販売管理者を選任しなかった場合には 50 万円以下の罰金に処されることがあります。 酒類販売管理者として選任した者が欠けてしまった場合は速やかに選任しなくてはなりません。
---	---

		急な異動等により酒類販売管理研修を受講している者がいなくなり、酒類販売管理者が選任できないというような状況にならないよう、お気をつけください。 続いて2つ目の義務ですが、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させる必要があります。 これに違反した場合にも、罰則の適用がありますので、酒類販売管理者の方は、今日から3年以内に改めて研修を受講しなくてはならないことを覚えておいてください。
--	--	---

(3) 標識の掲示

4	☐	最後に3つ目の義務ですが、酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。 5ページに標識のイメージがありますが、標識は見やすい大きさを掲示するようにしてください。 なお、標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。
---	--------------------------	---

(4) 酒類販売管理者の役割

7	☐	続いて、テキスト7ページの酒類販売管理者に求められている役割について説明します。第2段落、「その中で」の中のアンダーラインが引かれている箇所をご覧ください。 「酒類小売業者又は酒類の販売業務等に従事する者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行います。」とあります。 大事なのは、<u>酒類販売管理者には、「酒類小売業者」と「酒類の販売業務等に従事する者」、つまり、販売場の経営者とそこで働く店員さんなどに対して、「酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導」を行うことが求められていることです。</u> 従業員の方が酒類販売管理者に選任されている場合は、経営者である社長さんなどに助言を行うことは難しいと感じるかもしれませんが、法律の上では、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を「尊重しなければならず」、また、酒類の販売業務などに従事する者は、酒類販売管理者が行う指導に「従わなければならない」こととされています。酒類販売管理者の責務として、日常の業務の中や社内研修の機会を通じて指導・助言を行ってください。 具体的な指導内容は、例示されているとおり、 ① 酒類と他の商品との明確な区分陳列 ② 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の
---	--------------------------	---

		適正な表示 ③ 酒類自動販売機の適切な管理及び表示基準に基づく適正な表示 ④ ポスターの掲示、店内放送などによる 20 歳未満の者の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起 ⑤ 20 歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施 ⑥ 酒類の特性、商品管理等の知識の普及 ⑦ その他酒類の販売業務に関する法令の知識の普及となります。 これらの指導の状況については、7 ページの「ポイント」の中にあるように、毎年 4 月末までに税務署へ報告することになっております。 こちらについても、報告の義務を負うのは酒類小売業者となっておりますが、報告する内容については、酒類販売管理者の助言等の状況もあることから、酒類販売管理者の皆様が作成を任される場合もあるかと思しますので、一度報告内容をご確認いただきたいと思います。 この報告書については、税務署等から、毎年 3 月ごろにそれぞれの小売販売場に配られますので、提出漏れのないようご注意ください。 報告書様式については、テキストの 13 ページから 16 ページに掲載されています。 記載誤りが多い箇所について説明しますので、テキストの 14 ページをお開きください。 この報告書は、販売管理の状況について、販売場ごとに記入して提出するものですが、14 ページの下段の線で囲んだ部分、「損益項目等」の欄については、事業者（経営者）の方に記載いただく事項となっております。 つまり、法人であれば会社全体の、個人事業者であれば営んでいる事業全体の従業員数と損益について記載していただくことになります。 そのため、複数の販売場をお持ちの方は、本店所在地等の販売場の報告書にのみ記載し、それ以外の販売場の報告書には記載しないようお願いします。 例えば、販売場を 3 か所をお持ちの方でしたら、本店所在地等の報告書の「損益項目等」欄に 3 か所分の従業員数と金額を合計して記載し、残り 2 か所の報告書は損益項目を記載せず、他の項目だけを記載して提出することになります。 また、損益項目は、千円単位で記載することになっていますので、桁誤りにもご注意ください。
--	--	---

(5) 酒類販売管理者に代わる責任者

8	☐	テキストの 8 ページをお開きください。 「(5) 酒類販売管理者に代わる責任者」について説明します。 酒類販売管理者は、販売場に常駐することは義務付けられてはいませんが、酒類販売管
---	--------------------------	--

		理者が不在になる場合であっても適正な販売管理を行うために、酒類販売管理者に代わる責任者を指名し、配置することが求められています。 責任者が必要とされる場合として、8 ページの囲みの中にあるように、夜間に酒類の販売を行う場合や、酒類販売管理者がその選任された販売場に 2 ～ 3 時間以上不在となるとき、酒類売場の面積が 100 平方メートル以上の場合など、7 つ挙げています。 責任者として指名する者は、成年者が望ましいとされており、特に夜間に酒類の販売を行う場合は、成年者を指名して、配置いただくようお願いします。
--	--	---

4 「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」の策定について

9	☐	テキストの 9 ページをお開きください。 「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」の策定について説明します。 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会は、酒類等の販売の際にデジタル技術を活用して年齢確認を行う場合の方法を示した業界の自主ガイドライン「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」を令和 5 年 1 月に策定・公表しています。 なお、このガイドラインは有人店舗における酒類等の販売を前提として策定されたものです。 このガイドラインの対象範囲等についてですが、バックヤード等の店舗内のどこかに従業員が存在する、いわゆる有人店舗でセルフレジにより年齢確認を行うことを前提としています。このガイドラインの対象範囲は、酒類とたばこに限定しています。また、このガイドラインにおける年齢確認の考え方は、デジタル技術を活用した年齢確認方法として、身元確認と本人認証の 2 つの観点から整理しています。
---	--------------------------	---

5 酒類の特性を踏まえた対応について

9	☐	続いて、テキスト 9 ページの酒類の特性を踏まえた対応について説明します。 アルコールは致酔性や習慣性を有する飲料であり、2010 年には世界保健機関（WHO）において「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略」が採択されるなど、その販売・管理の在り方については世界的に厳しい目が向けられています。よって、アルコール健康障害や飲酒運転への対応についても適切に行うことに留意する必要があります。このため、デジタル技術を用いて年齢確認等を行う場合であっても、店舗のバックヤード等に酒類販売管理者等が常駐するなど実効性の高い方法を用いる必要があります。また、デジタル技術を用いて酒類販売管理者の業務を行う場合についても、例えばオンラインシステムで従業員に指示した内容が守られているか、後で実地確認するなど、実効性を確保することが必要です。
---	--------------------------	---

まとめ

—	☐	酒類販売管理者についての説明は以上です。
---	--------------------------	----------------------

	簡単におさらいしますので、テキストの５ページの下の図をご覧ください。 ポイントは、 ○ 酒類小売業者は販売場ごとに酒類販売管理研修を過去３年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこと ○ 前回の受講から３年を超えない期間ごとに受講が必要なこと ○ 販売場には標識の掲示が必要なこと ○ 酒類販売管理者の役割は、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、従業員等に指導を行うこと また、図にはありませんが、 ○ 夜間に酒類を販売するときや酒類販売管理者が２～３時間以上不在となるとき、酒類売場の面積が１００平方メートル以上の場合などは、酒類販売管理者に代わる方を責任者として指名し配置させることが求められていること です。 ６ページにもポイントが記載してあります。 重要な事項ですので、しっかりと確認してください。
--	---

第 1 編 第 2 章 酒類小売業者等が酒類の販売業務に 関して遵守しなければならない法令

第 1 節 酒税法（１５分程度）

概要

18	☐	「酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令」について説明します。 テキストの 18 ページをお開きください。 ここに記載のあるとおり、酒類小売業者等が酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令等には、酒税法、酒類業組合法、米トレサビリティ法、独占禁止法、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、環境関係の法令等、様々なものがあることがお分かりいただけるかと思います。
----	--------------------------	--

第 1 節 酒税法

19	☐	では、テキストの 19 ページ以降、第 1 節の「酒税法」について説明します。 19 ページでは、酒税法関係で遵守すべきものとして、主に 6 つの項目が記載されています。
----	--------------------------	--

1 記帳義務

20	☐	まず、「記帳義務」について説明します。 テキストの 20 ページをご覧ください。 ここでのポイントは、 ① 仕入・販売に関する事項を記帳する必要があること ② ５年間その帳簿を保存する必要があること ③ 記帳を怠った場合などは罰金等が課せられ、酒類販売業免許の取消事由に該当すること の 3 点です。 帳簿に記載すべき事項は「(1) 仕入に関する事項」及び「(2) 販売に関する事項」をご覧ください。仕入、販売とも、数量、価格、年月日、取引の相手先の住所と氏名・名称とされています。 これらは、酒類の品目・税率適用区分別に記載することになっております。 具体的な帳簿様式については、このページの下に掲載していますので参考にしてください。 また、「(2) 販売に関する事項」の※の 2 をご覧ください。 記帳を簡略化してよい場合として、要件を 2 点記載しています。 この場合において大切なことは、小売販売に関するものだけが簡略化できるという点で
----	--------------------------	---

		す。よって、仕入については、原則どおりの記帳を行うこととされていますので、注意してください。 なお、自己がコンピュータを使用して作成した帳簿については、原則、プリントアウトした上で、紙で保存する必要がありますが、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、作成した電子データのまま保存することが可能です。詳しくは、24 ページの「はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存」をご覧ください。
--	--	--

2 申告義務

21	☐	テキストの 21 ページをお開きください。 酒類小売業者の申告義務について記載しています。 特に(2)の「酒類の販売数量等報告書」については、毎年税務署に提出していただくものですので、提出漏れのないよう注意してください。 (1)の「酒類販売業休止・開始申告書」と(3)の「異動申告書」及び(4)の「酒類蔵置所設置・廃止報告書」については、該当することとなった場合に税務署に提出していただくをお願いします。 (5)の「酒類の販売先等報告書」は税務署から報告を求められた場合に税務署の指示に従って作成・提出してください。 これらの書類は、テキストの 27 ページから 30 ページに記載例がありますので、作成する際は参考としていただきたいと思います。 また、(1)から(4)の手続については「e-Tax^{いーたっくす}」による手続も可能ですので、インターネット環境がある方は是非ご利用ください。
----	--------------------------	---

3 届出義務

21	☐	続いて、届出義務について説明します。 酒類を詰め替えようとする場合には、詰め替えを行う 2 日前までに「酒類の詰替え届出書」により所轄税務署長に届け出る必要があります。 この届出を怠った場合は、懲役又は罰金に処せられ、これらの刑に処せられた場合は免許の取消事由となります。 酒類の詰め替えを行う場合には、この届出義務のほか、酒類業組合法、食品衛生法の規定により詰め替えた容器への表示義務などが生じますので、事前に税務署及び保健所に相談してください。 なお、「詰め替え」と似たものに「量り売り」があります。「量り売り」については、囲みの中に記載されているように、税務署への届出は必要ありません。
----	--------------------------	---

4 承認を受ける義務

22	☐	次に、22 ページの承認を受ける義務について説明します。 酒類小売業者は、酒類に水又は酒類を混和しようとする場合には所轄の税務署長の承認を受けなければならないこととなっていますが、現在、この承認は原則として与えられな
----	--------------------------	--

		いこととされています。 量り売りを行う場合などには、酒類の中に水などを混ぜないように、くれぐれも注意してください。承認を受けないでこれらの行為を行った場合には、懲役又は罰金に処せられ、これらの刑に処せられた場合は免許の取消事由となります。
--	--	---

5 密造酒類の所持等の禁止

22	☐	次は、密造酒類の所持等の禁止について説明します。 テキストにあるとおり、密造又は密輸入酒類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはいけないことになっています。 違反した場合には、懲役又は罰金に処せられ、これらの刑に処せられた場合には、免許の取消事由となります。
----	--------------------------	---

6 酒類の販売業免許

22	☐	最後に6の酒類の販売業免許に関する各種手続についてですが、(4)の「販売業免許の『強制取消し』」を除き、(1)から(7)までの事項に該当することとなった場合には、税務署に事前に相談の上、必要な手続を行ってください。 テキストの23ページをご覧ください。 (4)は、免許の強制取消しについての記述となっております。 (4)のイからニまでが免許の取消事由となっており、ロについては、26ページの表をご覧くださいと思います。 この表の中の網かけの部分が免許の取消要件となっております。 今日お集まりの酒類販売管理者の皆様が特に注意していただきたいのは、20歳未満の者に酒類を売った場合などに処罰の対象となる「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」です。 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律に違反し、罰金刑となった場合には免許の取消事由となりますので、年齢確認を徹底していただくなど適正な販売管理に努めていただくようお願いします。
----	--------------------------	---

まとめ

一	☐	以上、酒税法について説明させていただきました。 まとめとしまして、酒税法に関して酒類業者が遵守していただく事項としては、 ○ 仕入・販売に関する記帳義務 ○ 休止申告や販売数量報告等の申告義務 ○ 酒類の詰め替えを行うときの届出義務 ○ 承認を受ける義務 ○ 密造酒類の所持等の禁止 ○ 販売業免許に関する申請等の各種義務 の6点があることを覚えておいてください。
---	--------------------------	--

		また、これらについて違反があった場合には、免許が取り消されるという最悪の事態にもなりかねませんので、「こういうことをやって大丈夫だろうか?」とか「こういう時はどうすればよいのか?」など疑問に思うことがありましたら、事前に、所轄の税務署に必ず相談するようにしてください。
--	--	---

第2節 酒類業組合法（15分程度）

概要

31	☐	テキストの31ページをお開きください。 ここからは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」、いわゆる「酒類業組合法」について説明します。 この法律は、「酒類が我が国の重要な担税物資であることから、酒税の確保と酒類取引の安定を図ること」を目的として制定されたもので、酒税法を補完する法律です。 酒類製造業者や酒類販売業者は、この法律に基づいて酒類業組合を設立し、国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力を行うほか、組合の自主事業として、組合員の共同の利益を増進するための事業を実施することができます。 また、国は、酒類業組合や酒類業者に対して必要な措置を講ずることができることとされています。簡単に言うと、国と酒類業組合とが協力して、酒税の確保と酒類取引の安定を図る、という趣旨の法律です。 酒類業組合法は、酒税の保全の観点から、酒類業組合に関するもののほか、「酒類の品目等の表示義務」や「酒類の表示の基準」など、簡単に言えば「お酒の容器等やお酒の売場に表示すべき事項」などについても規定しています。 特に皆様に深く関係するのは、「酒類の表示の基準」のうち、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」です。
----	--------------------------	---

1 酒類の品目等の表示義務

32	☐	32ページをお開きください。 国内産のお酒であれば、容量や品目などの表示義務はメーカーが負うため、通常は販売業者が直接、表示義務を負うことはありませんが、基礎知識として表示が必要とされている事項は、知っておいていただきたいと思います。 なお、海外から酒類を輸入する場合又は酒類の詰め替えをされる場合には、販売業者であってもこの表示義務や食品表示法上の表示義務を負うこととなりますので、ご注意ください。 容器又は包装に表示しなければならないものは、33ページの(2)のイの①から⑧までの8項目です。 この表示義務に違反すると、50万円以下の罰金に処せられ、その場合は免許の取消事由に該当します。
----	--------------------------	---

2 酒類の表示の基準

33	☐	次に2の酒類の表示の基準について説明します。 酒類の表示には、34ページ上段にあるとおり、「(1)清酒の製法品質表示基準」から「(4)二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」まで、4つの基準があります。 このうち、酒類小売業者に直接関係するものは、(4)の「ロ 酒類の陳列場所における表示」と「ハ 酒類の自動販売機に対する表示」、それと「ニ 酒類の通信販売における表示」になります。 これらの表示を行わなかった場合には、業者名を公表される場合があるほか、最終的に
----	--------------------------	--

		は基準を遵守すべき旨の「命令」が行われ、この命令に違反した場合には 50 万円以下の罰金に処せられます。この場合には、免許の取消事由に該当することとなります。 「(1)清酒の製法品質表示基準」、「(2)果実酒等の製法品質表示基準」、「(3)酒類の地理的表示に関する表示基準」につきましては、主にメーカーが遵守すべきものであることから、テキストの第2編に収録していますので、後ほどご一読ください。
--	--	---

○ 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準

34	☐	それでは、皆様に深く関係する「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」について説明します。 イについては、メーカーが酒類の容器に表示する事項であるため説明を省略します。 ロの「酒類の陳列場所における表示」についてですが、重要な箇所ですので、確認していただきたいと思います。 大事なことは、酒類の陳列場所の見やすいところに <u>「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」</u> 旨と、 <u>「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」</u> 旨の2つの表示をしなければならないということです。
----	--------------------------	---

【参考1】酒類の陳列場所における表示

【参考2】酒類の陳列場所における表示に関するQ & A

37	☐	テキストの 37 ページをお開きください。 酒類の陳列場所における表示例です。 壁などで酒類とほかの商品をはっきり分けている場合は、酒類売場の入口付近などの見やすい場所に、「酒類の売場であること」と、「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」ことを表示します。 お店の広さやレイアウトなどの都合で酒類だけを分けることができない場合は、39 ページのように、陳列棚などを使って、酒類とそれ以外の商品をはっきり分けて並べます。そして、同じように「酒類の売場であること」と、「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」ことを表示します。 レイアウト変更などにより、酒類売場の位置を移動することもあると思いますが、その都度、こちらを参考に適切な表示を行うようにしてください。 特に表示の漏れが多いのは、41 ページのように、床に箱又はケースに入った商品を積み上げている場合です。 年末年始などに、酒類売場とは別の場所に臨時的にスペースを設ける場合もありますが、その場合でもこれらの表示は必要になりますので、注意してください。 アルコールが全く入っていない、いわゆる「ノンアルコール飲料」を酒類売場に陳列している場合は、テキストの 37 ページから 40 ページを参考にして、お酒とは明確に区分して陳列し表示するようお願いいたします。 また、アルコール分 0.5%など、アルコール分 1%未満の飲料についても、「酒類」ではありませんので、同様にお酒と区分して陳列し表示する必要があります。ただし、アルコール分が全くないわけではありませんので、購入者が飲酒運転を引き起こすことの
----	--------------------------	---

		ないよう、販売する際には注意喚起に努めてください。 そのほか、よくある質問とその回答を 44 ページ以降に記載しています。 これらの表示が適切にされていない場合には、先ほど説明したように、最終的には酒類販売業免許を取り消される場合がありますので、酒類売場には必ず表示していただくをお願いします。 なお、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署にご相談ください。
--	--	--

ハ 酒類の自動販売機に対する表示

35	☐	テキストの 35 ページにお戻りください。 次にハの「酒類の自動販売機に対する表示」ですが、自動販売機を設置している場合には、(イ)から(ハ)までの事項を表示してください。 また、第 4 節「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等」で詳しく説明しますが、酒類の自動販売機については、購入者の年齢確認機能がない従来型の自動販売機については 20 歳未満の者の飲酒防止の観点から撤廃もしくは年齢確認機能がある改良型自動販売機への切り替えが進められております。 従来型の自動販売機を設置されている販売場におかれましては、20 歳未満の者の飲酒防止の観点から、撤廃又は改良型機への切り替えについて、是非検討していただきますようお願いいたします。
----	--------------------------	---

ニ 酒類の通信販売における表示

35	☐	続いて、ニの「酒類の通信販売における表示」について説明します。 通信販売を行う場合には、(イ)から(ハ)の通信販売における表示が必要となります。 通信販売といえば、インターネットやカタログによる販売が思い浮かびますが、この表示義務が課される通信販売とは、「商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて、提示した条件に従って行う商品の販売をいう」と定義されています。 つまり、折り込みチラシなどに「電話、FAXしていただければお届けします」などの表示をして、電話などにより顧客から受注して酒類を配達するような場合も通信販売に含まれ、表示義務が課されますので、一般の酒販店の方々も注意が必要です。 (ロ)や(ハ)にあるように、申込書や納品書にも表示が必要ですので、ご注意ください。 なお、酒類の適正な販売管理の観点からは、通信販売を伴わない折り込みチラシなどについても、皆様方の自主的な取組として同様の表示をしていただきたいと思います。
----	--------------------------	---

【参考 3】酒類販売管理協力員制度の概要

53	☐	53 ページをお開きください。 ここには酒類販売管理協力員制度の概要を記載しています。 酒類販売管理協力員は、一般の消費者の方から公募しており、全国各地の酒類販売場の表示状況などを確認し、税務署に連絡する業務を行っております。 酒類販売管理協力員の方が皆様と直接接することはありませんが、消費者の方が酒類販
----	--------------------------	---

		売管理協力員として販売場の確認を行うこの制度について知っておいていただくとともに、売場の適正な表示に努めていただきたいと思います。
--	--	---

【参考４】ロット番号が削除等された輸入酒類

55	☐	55 ページをお開きください。 輸入酒類を仕入れた時に、ロット番号削除後のように製造時期などを特定するロット番号が削除された酒類が含まれている場合もあります。 1 ページ戻って 54 ページをお開きください。 ロット番号は、法令等による表示の義務付けはないものの、ロット番号の有用性を踏まえて、多くの製造者が採用している状況です。 そのため、ロット番号が削除等された酒類を販売することは、消費者のお酒に対する信頼性に疑念を与える可能性があるため、注意が必要です。
----	--------------------------	--

まとめ

ー	☐	酒類業組合法に規定されている各種表示についての説明は以上です。 まとめとしまして、酒類小売業者が直接関係するものとしては、 ○ 酒類の陳列場所における表示 ○ 酒類の自動販売機に対する表示 ○ 酒類の通信販売における表示 の３つがあることを覚えておいてください。 このうち、「酒類の陳列場所における表示」については、酒類の陳列方法によって表示の仕方も変わりますので、このテキストを参考にして、ご自分のお店に合わせた適切な表示を行ってください。
---	--------------------------	---

第3節 米トレーサビリティ法（5分程度）

概要

57	☐	テキストの 57 ページをお開きください。 平成 20 年に大きな社会問題になったいわゆる「事故米」の不正規流通問題を受けて、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」、通称「米トレーサビリティ法」が制定されました。 この法律は、生産者だけでなく、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、指定米穀等を取り扱う幅広い事業者が適用対象となりますので、皆様にもぜひ知っておいていただきたいと思います。
----	--------------------------	---

2 取引等の記録の作成・保存

3 産地情報の伝達

58	☐	テキストの 58 ページをお開きください。 この法律では、 ① 指定米穀等を取引したときなどにその内容について記録を作成・保存すること ② 消費者が産地情報を入手できるように、指定米穀等を取引する際に、その指定米穀自体や原料に用いられている指定米穀等の産地を相手に伝達すること の 2 点を義務付けています。 酒類については、清酒、単式蒸留焼酎、みりんが「指定米穀等」に該当しますので、これらを販売する酒類小売業者には、この 2 点が義務付けられます。 まず、取引内容の記録の作成・保存については、記録する必要があるのは 58 ページ下段の①から⑦の各項目です。 記録の保存期間は原則として 3 年間ですが、酒類のように賞味期限のないものは 5 年間保存する必要があります。 なお、20 ページで説明した酒税法に基づく記帳義務を適切に行っている場合は、既に①から⑦の項目はカバーされているので、原則として新たに対応する必要はありません。
59	☐	次に、産地情報の伝達については、メーカーが商品に産地情報を表示している場合は、お店で説明するための体制を整える必要はありません。 ご注意いただきたいのは、商品に産地情報が記載されていない場合や、詰替えを行う場合は、皆様が産地情報を伝達する体制を整える必要があるということです。 この場合は、59 ページの①から⑤のいずれかの方法により、消費者に産地情報を提供できるようにしておく必要があります。

まとめ

ー	☐	米トレーサビリティ法についての説明は以上です。 ポイントは、 ○ 酒類の中では清酒、単式蒸留焼酎、みりんが対象になること ○ 指定米穀等の取引等について記録の作成・保存が義務付けられていること
---	--------------------------	--

		○ 指定米穀等の産地情報を取引相手に伝達することが義務付けられていることの3点です。
--	--	--

第4節 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等（10分程度）

概要

60	☐	次に、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等の説明に進みたいと思います。 テキストの 60 ページをお開きください。 ここでは主に二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律について説明します。
----	--------------------------	---

1 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律

61	☐	まず、テキストの 62 ページをお開きください。 点線四角枠内の《参考》に書いてあるように、令和 4 年 4 月 1 日から民法の成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。しかし、飲酒に関する年齢制限については 20 歳のまま維持されましたので、令和 4 年 4 月 1 日以降も今までどおり、20 歳未満の者にはお酒を売らないように注意しなければいけません。 61 ページをご覧ください。 1 の「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」について説明します。 この法律では 20 歳未満の者は飲酒が禁じられていることや、親は子供が飲酒している場合は止めさせなければならないことが規定されていますが、皆様に特に関係があるのは(3)と(4)です。 <u>(3)事業者は、20 歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講じなければなりません。</u> <u>(4)20 歳未満の者が飲用することを知って酒類を販売又は供与した場合には 50 万円以下の罰金に処せられます。</u> という規定がされています。 酒類販売管理者である皆様には、テキストの(3)イからトに書いてあるような措置をとっていただくようお願いします。 20 歳未満の者ではないかと思っても、「客ともめたくない」という理由で年齢確認をせずに酒類を販売した結果、20 歳未満の者が事件を起こし、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律違反で販売店が検挙されるケースがあります。 こういったことのないよう、年齢確認を徹底し、「<u>20 歳以上と確認できない者に対しては（基本的に）売らない</u>」ということがご自分のお店を守ることにつながります。 「20 歳未満の者が飲用することを知って販売した」場合には、実際に売った人、例えば従業員と事業主の両方が責任を問われることがあります。 20 歳未満の者かどうかは、見た目だけでは分からない場合も多いと思います。「20 歳未満の者かどうか見分けがつかない」というのは、別の言い方をすれば、「20 歳以上であると確認できない」ということです。見た目で判断がつかない場合には、年齢確認をすることは当然として、例えば、免許証などの年齢を確認できるものを提示してもらい、20 歳以上であることを確認した上で販売するよう徹底してください。 また、(4)の注書きにもあるとおり、罰金に処された場合には酒類販売業免許の取消事由となりますのでご注意ください。
----	--------------------------	---

【参考 1】未成年者飲酒禁止法違反による罰則適用者の免許取消事例

69	☐	テキストの 69 ページをお開きください。 ここには、未成年者飲酒禁止法に違反し、罰則を受けた者の免許の取消事例を掲載しています。 なお、令和 4 年 3 月 31 日以前の事例となりますので、法律名を「未成年者飲酒禁止法」と記載しています。 事例は、いずれも 20 歳未満の者にお酒を販売し、罰金刑を受け、販売業免許を取り消されたものです。 皆様におかれては、62 ページ上の囲みにあるように、 ○ 適切な年齢確認の実施 ○ 従業員に対する適切な指導 を行っていただくようお願いします。 また、事例 3 にあるように、いったん 20 歳未満の者にお酒を販売してしまうと、20 歳未満の者の間で「あの店ならお酒を売ってくれる」といった風評がたち、後々取り返しのつかないことになりかねません。 そうならないためにも、年齢確認は適切に、かつ、毅然とした態度で実施していただき、暴力行為などがあった場合には、直ちに警察に連絡するなどのご対応をお願いします。
----	--------------------------	--

2 20 歳未満の者の飲酒防止に向けた条例

【参考 7】地方公共団体における条例

62	☐	62 ページでは「2 20 歳未満の者の飲酒防止に向けた条例」として、20 歳未満の者の飲酒防止と酒類の自販機の設置禁止に関する都道府県条例について説明しています。 78 ページをお開きください。 ここでは、一例として神奈川県条例を記載しています。 神奈川県では、20 歳未満の者と思われる者に酒類やたばこを販売するときには年齢確認の実施が義務付けられています。他の都道府県あるいは市区町村においても条例が定められている場合がありますので、お店のある自治体に条例がないかご確認いただき、条例があった場合はそれも遵守して、適正に酒類販売を行っていただくようお願いします。
----	--------------------------	--

3 アルコール健康障害対策基本法

63	☐	テキストの 63 ページをお開きください。 3 の「アルコール健康障害対策基本法」について説明します。 アルコール健康障害とは、不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいい、アルコール健康障害対策基本法は、アルコール健康障害対策を推進することを目的として、平成 26 年 6 月に施行されました。 この法律では、酒類の販売を行う事業者は、国や都道府県などが実施するアルコール健康
----	--------------------------	---

		障害対策に協力するとともに、アルコール健康障害の発生、進行、再発の防止に配慮して事業を行うよう努めることとされています。 同法に基づき平成 28 年 5 月に、アルコール健康障害対策推進基本計画（第 1 期）が策定され、また、令和 3 年 4 月からの 5 年間は、令和 3 年 3 月に策定された第 2 期の基本計画に基づき、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。 なお、都道府県は、国の基本計画を基本とし、各地の実情に即したアルコール障害対策推進計画を策定するよう努めることとされています。 第 2 期計画のうち、酒類業界に関係する内容について、67 ページの「(3) アルコール健康障害対策推進基本計画における酒類業界の取組」に記載しております。特に皆様に関する販売に関する事項として、20 歳未満の者への販売禁止の徹底のほか、販売管理研修の定期的な受講、酒類の特殊性を踏まえた販売価格の設定等が求められておりますので、ご承知おきください。
--	--	--

4 20 歳未満の者への飲酒防止に対する各種取組

(1) 酒類の自動販売機の撤廃に向けた取組等

65	☐	テキストの 65 ページをお開きください。 次に、「(1) 酒類の自動販売機の撤廃に向けた取組等」ですが、酒類の自動販売機については、20 歳未満の者の飲酒防止を図る観点等から、様々な措置が法的、自主的に講じられています。具体的には、65 ページ・66 ページのイからへまでのとおりです。 なお、へにある「改良型機」とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼動可能となるなど、20 歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる成人識別機能を有する自動販売機のことです。 従来型の酒類の自動販売機は、20 歳未満の者の飲酒防止の観点から全廃が求められています。 先ほど自動販売機の表示の説明の際にも申し上げましたが、従来型の自動販売機を設置されている販売場におかれましては、20 歳未満の者の飲酒防止の観点から、撤廃又は改良型機への切り替えについて、是非検討していただきますようお願いします。
----	--------------------------	--

(2) 表示に関する業界自主基準

67	☐	次のページの「(2) 表示に関する業界自主基準」ですが、酒類業組合の中央団体等では、清涼飲料等と酒類を誤認しないようにするために、自主的に「酒マーク」を容器に表示しています。 詳細については、テキスト 68 ページをご覧ください。
----	--------------------------	---

【参考 2】20 歳未満の者の飲酒行動等

70	☐	テキストの 70 ページをお開きください。 1 と 2 は 20 歳未満の者の飲酒行動などに関する調査データです。 2 の「お酒の主な入手方法」ですが、ご覧のとおり、20 歳未満の者は、家にあるお酒を飲むことが多いですが、一方で飲み屋やコンビニ等で入手するといったケースも多数見受けられます。 3 と 4 は警察庁のデータです。 4 の「飲酒による補導人員」を見ていただくと、令和 4 年の飲酒による補導者数は
----	--------------------------	--

		13,160 人と、かなりの人数が補導されています。 20 歳未満の者の飲酒は、法律で禁止されているだけでなく、成長過程にある 20 歳未満の者の心身に悪影響をもたらします。 酒類を販売する皆様におかれては、年齢確認をはじめとした 20 歳未満の者飲酒防止に関する取組を積極的かつ適切に行っていただくようお願いします。
--	--	--

【参考 3】20 歳未満の者飲酒防止に向けた取組

【参考 4】20 歳未満の者の飲酒防止等に関する取組等

【参考 5】20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター

【参考 6】『20 歳未満の者の飲酒防止への取組』 7 か条

71	☐	次の 71 ページから 77 ページにかけては、官公庁や業界団体などの「20 歳未満の者の飲酒防止に向けた取組」を記載しています。 76 ページには国税庁で作成している 20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスターが掲載されています。これは、皆様のお店にも配付されていることと思います。 77 ページには『20 歳未満の者の飲酒防止への取組』 7 か条」が掲載されています。 こちらの記載事項については、20 歳未満の者の飲酒防止のため、積極的に取り組んでいただくようお願いします。
----	--------------------------	--

まとめ

ー	☐	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等については以上です。 ポイントは、 ○ 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律により、20 歳未満の者が飲むことを知って酒類を販売することは禁止されていること ○ 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律により、免許者又は免許がある法人の役員が罰金刑に処せられた場合には、免許の取消事由に該当すること ○ 自らの店を守るためにも、年齢確認を徹底し、「20 歳以上と確認できない者にはお酒は売らない」ということを従業員にも徹底して指導する必要があること ○ 国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、事業活動を行うにあたり、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努める必要があること。 ○ 20 歳未満の者の飲酒防止を図るため、酒類の自動販売機の撤廃に向けて取り組む必要があること の 5 点です。
---	--------------------------	--

第5節 独占禁止法等（10分程度）

概要

80	☐	次に独占禁止法等に関する法令の説明に進みたいと思います。 テキストの80ページをお開きください。 ここでは、不当廉売等を禁止している独占禁止法、景品類の総額などを規定している景品表示法、そして業界の自主的なルールとして設けられている公正競争規約などについて説明します。
----	--------------------------	---

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

81	☐	81 ページの「1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、いわゆる「独占禁止法」について説明します。 独占禁止法においては、私的独占やカルテル、入札談合などの不当な取引制限、不公正な取引方法など、自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為等を禁止し、企業が公正で自由な競争を行うことを促進することにより、一般消費者の利益を確保しようとしています。皆様もご存知のとおり、単なる安売りを規制しようとするものではありません。 このうち、どのような行為が「不公正な取引方法」に該当するかについては、独占禁止法の規定のほか、公正取引委員会が告示によってその内容を指定していますが、例えば、取引拒絶、差別対価、排他条件付取引、拘束条件付取引、再販売価格維持行為、ぎまんの顧客誘引、不当廉売、優越的地位の濫用などが該当します。 「不公正な取引方法」に該当する行為のうち、酒類業界で特に問題視されているのは、「差別対価」、「不当廉売」、「優越的地位の濫用」の3つです。 テキストの144ページをお開きください。 独占禁止法第2条第9項では、第2号で「差別対価」、第3号で「不当廉売」、第5号で「優越的地位の濫用」が規定されています。 どの条文にも「正当な理由がないのに」とか「不当に」という言葉が入っているように、その行為が直ちに違法となるのではなく、公正な競争を阻害するおそれがあるときに違法となります。 また、独占禁止法については、不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用などが課徴金の対象となっています。82 ページに課徴金制度についてまとめたものを掲載していますので、後ほどご参照ください。
----	--------------------------	---

(4) 不当廉売等についての公正取引委員会の考え方

83	☐	なお、83 ページ上部の(4)にあるとおり、公正取引委員会においては、公正な競争の一層の確保を図るため、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」、いわゆる「一般不当廉売ガイドライン」を発出しています。 また、「不当廉売」及び「差別対価」等に関して、酒類の取引実態に即した考え方を取りまとめた「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、いわゆる「酒類ガイドライン」を発出しています。
----	--------------------------	--

		一般不当廉売ガイドラインは昭和 59 年 11 月に、酒類ガイドラインは平成 12 年 11 月に発出されたものですが、平成 21 年 6 月の独占禁止法の改正により不当廉売が課徴金の対象となったことを踏まえて、不当廉売の解釈をより明確化するために、平成 21 年 12 月に改定されました。 また、優越的地位の濫用についても課徴金の対象となったことから、平成 22 年 11 月に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」が策定されています。 各ガイドラインの概要を 83 ページから 85 ページに、全文を 149 ページから 185 ページに掲載していますので、一度ご確認ください。 この改定で、物流センターの使用料、いわゆる「センターフィー」や、「ポイント」についての考え方が酒類ガイドラインに盛り込まれました。 ポイントを発行しているお店もありますが、ポイントの提供条件や利用条件などによっては、値引きと判断されて、「不当廉売」などに該当してしまう場合もありますので、ご注意ください。 なお、ポイントについては、後ほど説明する「酒類の公正な取引に関する基準」にも関係してきますので、覚えておいてください。
--	--	--

2 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

86	☐	次は、86 ページの「2 不当景品類及び不当表示防止法」、いわゆる「景品表示法」です。 この法律の内容は、大きく分けて「(2) 景品類の制限及び禁止」と「(3) 不当な表示の禁止」の 2 つです。
----	--------------------------	--

(2) 景品類の制限及び禁止

86	☐	景品類には、(2) のイやロに記載されているとおり、最高額や総額などに上限が設けられています。お店で景品類を提供される際にはご注意ください。
----	--------------------------	---

(3) 不当な表示の禁止

87	☐	テキストの 87 ページをお開きください。 次に「不当な表示の禁止」について説明します。 商品又は役務の品質、規格その他の内容が、 ① 実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示 又は、 ② 価格その他の取引条件が実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示 など、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示は禁止されています。これについて、酒類ではありませんが、ホテルや百貨店のメニュー表示などで、実際に使われていた食材と異なる表示が行われていた事例が大きな社会問題となり、これを受けて、不当表示を行った事業者に対する課徴金制度が導入されることとなり
----	--------------------------	---

		ましたので、皆様も店頭で表示を行う際などには、注意してください。
--	--	----------------------------------

(4) 酒類小売業における公正競争規約

90	☐	続きまして、90 ページ(4)の「酒類小売業における公正競争規約」です。 公正競争規約とは、「消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて」作成された景品の提供や広告・表示の内容などに関する「事業者又は事業者団体が自主的に定める業界のルール」です。 公正競争規約は、食品、自動車、不動産などさまざまな分野で認定されており、酒類については、表示に関するものが7件、景品類の提供に関するものが7件あります。 点線で囲った部分には、「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」の概要を記載しています。 この規約は全国小売酒販組合中央会が実施機関になっているため、小売酒販組合におけるルールとなりますが、非常に重要なものですので、必ずお読みいただき、組合員以外の方もこのルールに則った表示を行っていただきたいと思います。
----	--------------------------	---

3 酒類市場の公正な競争に関する国税庁の考え方

91	☐	テキストの 91 ページをご覧ください。 公正取引のうち、特に「不当廉売」に相当する取引に関しては、国税庁においても、平成 29 年に「酒類の公正な取引に関する基準」を定めております。 この基準は、酒類業者が遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的としております。枠内の概要の 1 に記載がありますが、(1)の売上原価と販管費の合計額である総販売原価を下回る価格での酒類の販売といった価格要件と、(2)の影響要件のいずれにも抵触する行為が制限されており、この基準を遵守しない酒類業者に対しては、遵守するよう「指示」が行われることとされており、この指示に従わない場合にはその旨を「公表」されることとなっております。さらに、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害されるおそれがある場合には、「命令」され、命令にも従わない場合には「罰金」や「免許取消し」にも至り得ることとなっております。 2 の「売上原価の算定方法」や 3 の「費用配賦」については、令和 4 年 3 月 31 日に改正され、同年 6 月 1 日より施行となっております。この枠内は改正後の内容が記載されています。
----	--------------------------	--

酒類に関する公正な取引のための指針

92	☐	続きまして、92 ページをご覧ください。 先程の基準のほか、国税庁において平成 18 年に「酒類に関する公正な取引のための指針」を定めております。指針では、近年の酒類市場に即した公正な取引のあり方や公正取引委員会との連携等について国税庁の考え方が示されています。 第 1 の「酒類に関する公正な取引の在り方」では、「合理的な価格の設定」、「取引先等の公正な取扱い」、「公正な取引条件の設定」、「透明かつ合理的なリベート類」の 4 項目について、国税庁の考え方が示されています。 なお、基準は 93 ページから 94 ページに、指針は 99 ページから 103 ページに全文を掲載していますので、ご一読ください。
----	--------------------------	---

【参考 4】取引実態調査の実施状況

104	☐	104 ページからは、国税庁における「酒類の取引状況等実態調査実施状況」を掲載しています。 106 ページ以降には、「酒類の公正な取引に関する基準」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」に示された公正なルールに則していない具体的な事例を掲載しておりますので、是非ご一読いただき、公正な取引に取り組んでいただくようお願いします。 なお、この内容については国税庁ホームページにも掲載されております。
-----	--------------------------	--

まとめ

ー	☐	独占禁止法等に関する説明は以上です。ポイントは、 ○ 独占禁止法は自由な競争を促進するための法律で、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止していること ○ 「不当廉売」と「差別対価」について、公正取引委員会から「一般不当廉売ガイドライン」及び「酒類ガイドライン」が示されていること ○ 不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用などが課徴金の対象となっていること ○ 景品表示法において、「景品類の制限及び禁止」と「不当な表示の禁止」が規定されていること ○ 全国小売酒販組合中央会では、「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」という業界のルールを定め、公正取引委員会から認定を受けていること ○ 国税庁においても酒類における公正な取引の整備を図るため、「基準」や「指針」を定めて公表していること の 6 点です。 なお、ご不明な点がございましたら、法律等を所管する省庁（部署）へお尋ねください。 ▪ 独占禁止法：公正取引委員会 ▪ 景品表示法：消費者庁 ▪ 公正競争規約：全国小売酒販組合中央会
---	--------------------------	--

第6節 環境関係法（10分程度）

概要

109	☐	テキストの109ページをお開きください。 環境関係法について説明します。 ここでは主に「資源有効利用促進法」と「容器包装リサイクル法」について説明します。 「資源有効利用促進法」ではレジ袋などに「プラ」などの識別表示が必要なこと、「容器包装リサイクル法」では利用した容器包装に係る再商品化義務があることを覚えておいてください。
-----	--------------------------	---

【参考1】主な環境関係法令等

117	☐	環境関係の法令はいろいろありますので、その概略から説明いたします。 117ページをお開きください。 「主な環境関係法令等」として、環境関係法の体系図があります。 一番上に「環境基本法」とありますが、これはいわば「環境行政の憲法」といった法律です。 この法律の基本理念のもと、「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、その下にあります「資源有効利用促進法」など、この図にありますように個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備が進められているところです。 この図の中で、酒類業界に関係の深いものが「資源有効利用促進法」と、その下の「容器包装リサイクル法」です。
-----	--------------------------	---

1 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

110	☐	テキストの110ページをお開きください。 まずは、「資源有効利用促進法」についてです。 この法律により、(3)の標題にありますとおり再生資源の利用を促進するために、ペットボトルやプラスチック、紙製容器包装に、その材質を表示することが義務付けられています。 よって、酒類をレジ袋等に入れて販売する場合などは、無地の場合を除き、レジ袋等への材質識別表示が必要となります。
-----	--------------------------	---

2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

【参考2】特定事業者判定のためのフロー図

【参考3】再商品化の対象となる容器包装

【参考4】特定事業者の帳簿の記載事項

111	☐	テキストの111ページをお開きください。 次は、「容器包装リサイクル法」についてです。 令和2年7月1日から始まっておりますが、レジ袋有料化義務化もこの法律によるものです。対象となる事業者は、プラスチック製買物袋を取扱う小売業を営む全ての事業者で
-----	--------------------------	--

		す。 また、対象となるプラスチック製買物袋は、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋です。 提供するプラスチック製買物袋の価格や売上の使途は、事業者の方が自ら設定することになりますが、価格の設定には注意が必要であり、1枚当たり1円以上の価格を設定しなければいけません。 次に112ページの(4)に記載があります再商品化義務です。読みますと、「特定事業者には、自らが利用した特定容器及び特定包装又は自らが製造等した特定容器の量(kg)に応じて、再商品化(リサイクル)する義務が課せられています。」とあります。 つまり、「特定事業者」に該当した場合には、利用した容器包装の重量分をリサイクルしなければならないこととされています。 特定事業者になるかどうかは、120ページの「特定事業者判定のためのフロー図」により確認してください。 また、「再商品化の対象となる容器包装」は121ページに記載しています。 特定事業者に該当する場合には、123ページの「特定事業者の帳簿の記載事項」に従って帳簿を記載し、5年間保存することとされていますので、ご注意ください。
--	--	--

(3) 事業者に対する排出抑制を促進するための措置

112	☐	112 ページでは、事業者に対する容器包装の排出抑制のための措置について説明されています。 レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者には、容器包装の有償化義務化、マイバッグの配布等の排出の抑制の促進等の取組が求められています。 皆様も、こうした取組を積極的に進めていただくようお願いします。 また、容器包装を1年間に50トン以上利用する小売業者には、年1回、どのくらい容器包装を利用したか、容器包装の排出抑制にどのように取り組んだかなどの報告が義務付けられています。
-----	--------------------------	--

3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

116	☐	116 ページの「3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、いわゆる「食品リサイクル法」につきましては、飲食料品の製造業者や販売業者、飲食店等が対象となる法律で、食品廃棄物の発生を抑制し、飼料や肥料への再生利用などを義務付けています。 この法律でも、容器包装リサイクル法と同様に、食品廃棄物を多量に発生させている事業者に対して、年1回、どのくらい食品廃棄物が発生したか、どのくらい食品廃棄物を再生利用したかなどの報告を義務付けています。対象となるのは、1年間に発生する食品廃棄物の量が100トン以上の事業者です。
-----	--------------------------	--

まとめ

ー	☐	リサイクル関係法についての説明は以上です。 ポイントは、 ○ 資源有効利用促進法に基づき、酒類をレジ袋等に入れて販売する場合などは、無地の場合を除き、レジ袋等への材質識別表示が義務付けられていること ○ 容器包装リサイクル法に基づき、特定事業者には、自らが利用した容器包装の量に応じた再商品化義務が課されていること ○ 酒類小売業者にも、レジ袋が有料化義務化され、顧客に対してマイバッグの持参を
---	--------------------------	---

		促し、レジ袋の排出を抑制したり、過剰包装を自粛するなどの取組が求められていること の3点です。 皆様にも、是非積極的にレジ袋の排出抑制等に取り組んでいただきたいと思います。
--	--	---

第2編 第1章 酒類の商品知識等（10分程度）

概要

1	☐	テキストの1ページ「第1章 酒類の商品知識等」について説明します。 ここでは、酒類の基礎知識として酒類の分類や保存管理について説明します。 お客様に美味しいお酒を提供するためには、適切な保存管理が必要ですので、よくご確認ください。
---	--------------------------	---

1 製造方法による酒類の分類

2	☐	2ページ「第1節 酒類の分類」から説明します。 「酒類の分類」には、大きく分けて「製造方法による分類」と「酒税法による分類」の2つがあります。 まず、「製造方法による分類」ですが、これは文字どおり、製造方法の違いによる分類の仕方です。 大きく分けて、アルコール発酵をさせて造る「醸造酒」、醸造酒などを蒸留して造る「蒸留酒」及び酒類を混合したり糖類などを加えて造る「混成酒」に分けられています。 醸造酒はさらに、発酵の過程によって「単発酵酒」、「単行複発酵酒」及び「並行複発酵酒」に分類されます。
---	--------------------------	---

2 酒税法による酒類の分類

2	☐	次は「酒税法による酒類の分類」です。 酒税法では、酒類はビールなどの「発泡性酒類」、清酒などの「醸造酒類」、焼酎などの「蒸留酒類」、リキュールなどの「混成酒類」の4つに分けられ、さらに、清酒、果実酒、ビールなど17品目に分類されています。 酒税法における酒類の定義は3ページに掲載していますので、ご一読ください。
---	--------------------------	--

第2節 酒類の表示基準

6	☐	テキストの6ページをお開きください。 先ほど、酒類業組合法のところで、酒類の表示には4つの基準があることと、そのうちの1つである「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」について説明しました。 ここでは、残りの3つの基準について説明します。 まず、「清酒の製法品質表示基準」です。 この表示基準では、「吟醸酒」、「純米酒」、「本醸造酒」といった特定名称を表示する場合の要件など、清酒のラベル表示に関する事項を定めています。
8	☐	次に、「果実酒等の製法品質表示基準」です。 8ページをご覧ください。

		この表示基準では、果実酒と甘味果実酒のうち、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」やそれ以外の「国内製造ワイン」等の区分を定め、その区分ごとに地名等をラベルに表示する場合の要件などを定めています。
9	□	次に、「酒類の地理的表示に関する表示基準」です。 9 ページをご覧ください。 この表示基準では、国税庁長官が指定した地理的表示は、生産基準としてあらかじめ定める品質を満たしたもののだけに表示し、販売することができることを定めています。
10	□	テキストの 10 ページをご覧ください。 「酒類における有機の表示基準」については、日本農林規格等に関する法律の改正に伴い、廃止されました。有機酒類については、有機 J A S 認証を取得し、有機 J A S マークを付すことが必要となりました。 なお、令和 7 年 9 月 30 日までは引き続き有機の表示基準に基づく表示ができる旨の経過措置が設けられています。 販売業者として、消費者に正しい商品説明をするためにも、6 ページから 10 ページに掲載されている表示基準の概要をご一読いただき、よくご理解いただきますようお願いいたします。また、売場において消費者の誤認を招くような表示をしないようお願いします。 酒類の表示については、これらの表示基準のほか、食品表示法や業界団体による公正競争規約など、いろいろな関係法令があります。 詳しくは 10 ページから 14 ページなどを参考にしてください。

第 3 節 酒類の歴史、製造方法と保存管理上の注意等

55	□	テキストの 55 ページをお開きください。 55 ページ以降は、「酒類の歴史、製造方法と保存管理上の注意等」についての説明です。 このうち、販売業者として特に重要な事項は、品目ごとに記載している「保存管理上の注意」です。 例えば、清酒については、58 ページに記載していますが、「日光に当てない」、「高温の場所に置かない」、「生酒、生貯蔵酒、ソフトタイプ清酒は冷蔵庫で保管」、「先入れ、先出しを心がける」といった注意が必要です。 焼酎の保存管理については、59 ページと 61 ページをご覧ください。焼酎においても、「日光に当てないこと」や「高温・低温の場所で保管しないこと」とされています。 この「日光に当てないこと」と「高温・低温の場所で保管しないこと」は他の酒類でも共通の注意事項となっています。お店の軒先や窓際近くでの陳列には気をつけてください。
----	---	---

		温度管理は大事ですが、極端な低温もよくありません。ビールはマイナス5度程度で凍結してしまい、品質が劣化するだけでなく容器が破裂するおそれがあるので、注意が必要です。 商品を最良の状態でお客様にお渡しすることが販売業者の責務だと思いますので、是非お読みになり、実践していただきたいと思います。 このほか、清酒の特定名称の定義やビールの種類など、酒類の商品知識についての説明もありますので、ご一読ください。 また、代表的な酒類の製造工程を77ページ以降に掲載しています。
--	--	---

【参考3】光による劣化（着色）

86	☐	86ページをご覧ください。 酒類の保存管理においては、「日光に当てないこと」が重要だと説明しましたが、実は日光だけでなく、蛍光灯の光でも劣化します。 光に当たると着色したり、品質が変化したりするので、陳列棚には見本のみを置くとか、箱に入れて光を遮ることなどにより、劣化を防ぐことができます。 また、「1 清酒容器」の後半にあるとおり、カップ酒などの少量容器は光に接する面積が広いので劣化しやすいので、注意してください。
----	--------------------------	---

参考資料 酒類の品質管理等に関するチェック表

154	☐	154ページには、品質管理に関するチェック表を掲載しています。お店に戻られてから、一度チェックしてみたいはいかがでしょうか。 解説は156ページから157ページにあります。
-----	--------------------------	--

第4節 きき酒の方法

87	☐	87ページからは、「きき酒の方法」についての説明です。 詳細はテキストをご覧くださいなのですが、普段からお酒を飲まれるときに舌と鼻を使うように心がけることで、上達が早くなると聞いています。 なお、テキストの91ページ以降には、清酒、単式蒸留焼酎及びワインの「きき酒用語」とその説明があります。いろいろな表現がありますので、参考にしてください。
----	--------------------------	--

まとめ

ー	☐	酒類の商品知識等についての説明は以上です。 ポイントは、 ○ 「酒類の分類」には、大きく分けて「製造方法による分類」と「酒税法による分類」の2つがあること ○ 酒類の保存に当たっては、「保存管理上の注意」を参考として、お酒の種類に応じ
---	--------------------------	--

		た適切な管理を行うことが大切であること の2点です。 お客様へのサービスを向上させるためにも、皆様には、お酒に関するいろいろな知識を 修得し、活かしていただきたいと思います。
--	--	---

第2編 第2章 酒類と健康等（10分程度）

概要

98	☐	テキストの 98 ページをお開きください。 酒類が健康に与える影響と 20 歳未満の者の飲酒による影響について説明します。
----	--------------------------	--

(1) 効用

99	☐	お酒には様々な効用があると言われています。 ここでは「J ー字型曲線」、別名「J カーブ」について説明します。 この図は、全く飲酒しないより、適量の飲酒をする方が、循環器疾患全体のリスクが低くなる可能性があるという研究結果を示しています。どの程度の量かという、テキストの 99 ページにあるとおり、1 日当たりでビール 350～500ml くらいに相当するアルコール量とされています。
----	--------------------------	--

(2) 健康に与える影響

100	☐	先ほど、酒類には「アルコール飲料であること」という特性があり、過度の飲酒を助長することが、依存症へとつながり、健康への影響が生じ、ひいては医療費等を通じた社会的コストの増加につながる旨を説明しました。 テキストの 100 ページ以降では、急性アルコール中毒や慢性的な健康への影響について、より専門的な見地から説明しています。 皆様にも、酒類を取り扱う者として是非知っておいていただきたいと思います。
-----	--------------------------	---

ー	☐	テキストにはありませんが、お酒が体に与える影響を 2 つ紹介します。 個人差はありますが、ビールの大瓶 1 本を飲むと、アルコールが体から抜けるまでにはおよそ 6 時間程度かかるそうです。 また、妊娠中の女性がお酒を飲むと、胎盤を通してアルコールが赤ちゃんの体内に直接入り、「胎児性アルコール症候群」と呼ばれる障害を持って生まれてきたり、分娩にも異常が発生する危険性が高くなるそうです。授乳期も、母乳からアルコールが赤ちゃんの体内に入るの、同様に危険です。
---	--------------------------	--

〔資料〕 東京消防庁管内における急性アルコール中毒による搬送者数

101	☐	次に、101 ページをご覧ください。 これは東京消防庁管内における、急性アルコール中毒による搬送者数です。 令和 4 年は急性アルコール中毒で 11,554 人が病院に搬送されました。 また、資料にはありませんが年齢別で見ると、20 歳代が 5,552 人と圧倒的に多く、半分近くを占めています。20 歳代の搬送者が多いのは、過度な飲酒は危険であるといったお酒の飲み方を理解していないことも一因ではないでしょうか。 また、お酒を飲んではいけない 20 歳未満の者も 399 人含まれているようです。 毎年約 1 万人の搬送者がいることを重く認識し、社会全体で飲酒教育及び飲酒防止教育
-----	--------------------------	--

		に取り組んでいかなければなりません。特に直接、消費者に対して酒類を販売する酒類小売業者には、その中心的な役割が求められています。
--	--	--

《参考》適正飲酒の 10 か条

103	☐	103 ページをお開きください。 公益社団法人アルコール健康医学協会の「適正飲酒の 10 か条」を掲載しています。 過度の飲酒を未然に防ぎ、健康で楽しく飲酒できるように、この 10 か条を実践していただければ、長くお酒を楽しむことができますと思いますので、お客様にも是非紹介してください。
-----	--------------------------	---

2 20 歳未満の者への飲酒による影響

104	☐	テキストの 104 ページ「2 20 歳未満の者への飲酒による影響」に進みます。 ここでは、20 歳未満の者が飲酒してはいけない理由について、①から⑧まで列記しています。 20 歳未満の者はいつ背伸びをしたがるものですが、アルコールは 20 歳未満の者に様々な悪影響を与えます。 特に、最近指摘されているのが、⑦の「ゲートウェイ・ドラッグ」です。「ゲートウェイ・ドラッグ」とは、⑦の注書きにありますとおり、「薬物へ通じる入り口」をいいます。言い換えれば、⑧とも通じますが「非行への第一歩」といったところでしょうか。この「第一歩」を防ぐことは、非常に大きな意味を持ちます。 何回も申し上げますが、「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合にはお酒を売らない」という意識を、酒類販売管理者である皆様が強く持つことはもちろん、従業員に対しても徹底して指導してください。
-----	--------------------------	---

まとめ

ー	☐	「酒類と健康等」についての説明は以上です。 ポイントは、 ○ 飲み方によっては生命の危険を招くこと ○ 20 歳未満の者の飲酒は心身に悪影響を与えるだけでなく、「非行への第一歩」ともなる ことの 2 点です。 酒類小売店においては、「20 歳未満の者には絶対売らない」という社会的要請が高まっていることを常に認識し、年齢確認の徹底をはじめとする 20 歳未満の者の飲酒防止に向けた取組を実践していただきますようお願いします。
---	--------------------------	---

第2編 第3章 参考法令（10分程度）

概要

106	☐	先ほど、「酒類小売業者等が酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令」として、酒税法、酒類業組合法、米トレーサビリティ法、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、独占禁止法、リサイクル関係の法令などについて説明しました。 ここでは、その他の法律について説明します。
-----	--------------------------	--

1 食品表示法

107	☐	まずは、107 ページの「食品表示法」です。 平成 27 年 4 月から施行されていますが、それまで食品衛生法、旧農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現「日本農林規格等に関する法律」。いわゆる J A S 法）及び健康増進法のそれぞれに定められていた食品表示についての規定を、一つにまとめた法律となります。具体的な表示ルールは、この法律に基づき定められた「食品表示基準」に定められています。 酒の小売店でも、詰め替えをして衛生状態を最終的に変化させた場合やプライベートブランドの販売者として表示内容に責任を持つことになった場合には、食品表示基準に従った表示をしなければいけません。 ちなみに、食品の消費期限又は賞味期限の表示は食品表示法により義務付けられていますが、酒類については、食品衛生法の時と同様に消費期限又は賞味期限の表示を省略することができます。ただし、ビールなど、公正競争規約や業界団体の自主基準に基づき表示をしている酒類もあります。
-----	--------------------------	--

2 食品衛生法

107	☐	次に 107 ページの「食品衛生法」です。 酒類小売業者としては、異物が混入した酒類が流通していた場合など、酒類について食品衛生法上の問題が発生したときに、行政や製造業者とともに問題商品の販売・陳列等の中止、製品の回収に協力する等の国民の健康保護を第一に考えた対応が、この法律により求められています。
-----	--------------------------	--

3 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

109	☐	次は「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」です。 この法律では、販売している商品に故意に毒物が混入されることの防止に努力するとともに、もし毒物が混入されたことを知った場合は、警察に届け出ることとされています。 不審な商品に注意するとともに、混入されるスキを与えない店舗づくりが必要でしょう。
-----	--------------------------	--

4 製造物責任法

109	☐	次は、「製造物責任法」、いわゆる P L（Product Liability）法についての説明です。 これは、主としてメーカーが関係する法律ですが、酒類を輸入した場合には、輸入業者として保管上の責任が問われることがありますし、実質的に製造者と認めることができる者も製造者として責任を負うこととされています。
-----	--------------------------	---

5 計量法

111	☐	次は、111 ページの「計量法」です。 これは、量り売りをしているお店は知っておいていただきたい法律です。 ページ下の表をご覧ください。表示している量に応じて、この誤差を超えないよう計量しなければならないと定められています。
-----	--------------------------	--

6 道路交通法

112	☐	続いては、「道路交通法」です。 テキストの 112 ページをお開きください。 ここでは、「酒気帯び運転」と「酒酔い運転」について説明されています。 この 2 つの違いは(1)の注書きにあるとおり、血液 1 ミリリットルにつき 0.3 ミリグラム以上、又は呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールが検出された場合が「酒気帯び運転」、体内アルコールの量にかかわらず、真っ直ぐ歩けないような、酔った状態で車両等を運転した場合が「酒酔い運転」となります。 いわゆる「ノンアルコール飲料」やドリンク剤の中にも、少量のアルコールが含まれているものがありますので、注意してください。 115 ページ以降に、警察庁のホームページより抜粋した、飲酒運転に関する資料を掲載しています。 酒酔い運転のおそれのある人にお酒を勧めたり、車両などを提供することも、懲役や罰金といった処罰の対象になります。また、運転する人が酒気を帯びていると知りながら、送迎などを依頼して車に同乗した場合も、同様に処罰の対象となります。 酒類を販売する皆様には、得意先の飲食店に注意を促すなど、飲酒運転防止についても積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
-----	--------------------------	--

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等

112	☐	112 ページの「7」は、いわゆる「配偶者暴力防止法」と呼ばれるものです。 アルコール問題は、配偶者からの暴力や児童虐待等の要因の 1 つとして指摘されています。 配偶者から暴力を受けている者を発見した者は、この法律に基づき警察官などに通報する努力義務があります。 また、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童相談所などに通告しなければならないと規定されています。 なお、この問題につきましては、酒類販売管理者制度の導入にあたって国会で審議された際に、「酒類小売業者にもしっかりと対応してほしいので、酒類販売管理研修の際には説明してほしい」との要望があったと聞いています。
-----	--------------------------	--

8 道路法

113	☐	次は、「道路法」です。 かつて、道路にはみ出して設置された、いわゆる「はみ出し自販機」が問題となったこ
-----	--------------------------	--

		とがありました。 道路法では、自動販売機に限らず、設置すると交通などに支障を及ぼすおそれがある看板や旗ざおを掲げる場合には、都道府県などの道路管理者の許可を受けなければならないとされています。 お店の前に看板などを出されている方はご注意ください。
--	--	--

9 労働基準法

113	☐	次は「労働基準法」です。 この法律では、18歳未満の者を午後10時から午前5時まで業務に従事させることを原則として禁止していますので、ご注意ください。 先ほども申し上げましたが、酒類販売管理者が長時間不在となるなど指名する「責任者」については、この法律の面からも、特に夜間は成年者を指名するようお願いします。
-----	--------------------------	---

10 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

113	☐	その次は「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」です。 これは酩酊者の行為を規制し、又は救護を要する酩酊者を保護することにより、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止して公共の福祉に寄与することを目的として、昭和36年に制定された法律です。 また、酩酊者が公共の場所・乗り物で、公衆に迷惑をかけるような粗野な言動をした場合には、拘留や科料に処することとされており、酩酊者だけでなくこれをそそのかしたりした者も同罪に準ずるとされています。
-----	--------------------------	---

11 特定商取引に関する法律

113	☐	その次の「特定商取引に関する法律」は、通信販売や訪問販売などの特定の商取引について、消費者に不利な取引が行われないよう規制する法律です。 このうち、皆様に特に関係があると思われるのが、通信販売に関する規制です。 通信販売を行う際には、(1)に掲げる項目について表示を行うことが義務付けられていますので、法律に則った適正な表示を行ってください。 また、広告の内容や方法に関する規制もありますので、法令の内容をよく理解し、法令に違反することがないように注意してください。
-----	--------------------------	---

まとめ

ー	☐	各種法令についての説明は以上です。 是非、折に触れ、テキストを読み返して、これらの法令についての知識を深め、経営者に対する助言や従業員に対する適切な指導の参考にしてください。
---	--------------------------	---